

多久市課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年12月25日

多久市長 横尾 俊彦

### 多久市規則第36号

多久市課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(多久市役所組織規則の一部改正)

第1条 多久市役所組織規則(平成23年多久市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表情報課の項を次のように改める。

情報政策課	システム管理係、DX推進係、広報広聴係
-------	---------------------

第2条の表市民生活課の項中「市民生活課」を「市民課」に改め、「生活環境係」を削り、同項の次に次のように加える。

環境課	生活環境係、空き家・空き地対策係、上下水道係
-----	------------------------

第2条の表福祉課の項中「高齡・障害者福祉係」を削り、同表地域包括支援課の項を次のように改める。

高齡・障害者支援課	高齡者支援係、障害者支援係
-----------	---------------

第2条の表農林課の項中「振興係」を削り、同表商工観光課の項中「街づくり係」を削り、同表建設課の項を次のように改める。

都市建設課	建築管理係、道路河川係、都市計画係
-------	-------------------

第2条の表都市計画課の項を削る。

別表総合政策課の部企画係の項第9号中「新公立病院」を「公立佐賀中央

病院」に改め、同部地域づくり系の項第8号を削り、同表情報課の部中「情報課」を「情報政策課」に改め、同部情報推進系の項を次のように改める。

システム管理係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電子計算組織の運営及び管理に関する事。</li> <li>2 情報セキュリティーに関する事。</li> <li>3 課の庶務に関する事。</li> </ol>
---------	--

別表情報課の部情報推進系の項の次に次のように加える。

D X 推進係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報戦略の総括に関する事。</li> <li>2 デジタル施策の総合的な企画調整及び推進に関する事。</li> <li>3 社会保障・税番号制度の調整及び推進に関する事。</li> </ol>
---------	---

別表市民生活課の部中「市民生活課」を「市民課」に改め、同表窓口系の項中第13号を第15号とし、第12号の次に次の1号を加える。

14 市民の相談等に関する事。

別表市民生活課の部窓口系の項中第12号を第13号とし、第3号から第11号を1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

3 個人番号に関する事。

別表市民生活課の部生活環境系の項を削り、同部の次に次のように加える。

環境課	生活環境係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境政策の企画調整及び推進に関する事。</li> <li>2 エネルギー対策の推進に関する事。</li> <li>3 廃棄物の処理及び清掃に関する事。</li> <li>4 クリーンヒル天山周辺の環境整備に関する事。</li> <li>5 墓地及び改葬に関する事。</li> <li>6 犬の登録及び狂犬病予防に関する事。</li> <li>7 課の庶務に関する事。</li> </ol>
	空き家・空き地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 空き家に関する事。</li> </ol>

	対策係	2 空き地に関すること。
	上下水道係	1 下水道事業に関すること。 2 都市下水路事業に関すること。 3 排水設備の計画及び検査に関すること。 4 排水設備指定工事店に関すること。 5 浄化槽に関すること。 6 上水道に関すること。 7 専用水道、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道に関すること。

別表福祉課の部保護係の項第2号中「行旅病人」の次に「及び行旅死亡人」を加え、同部中高齢・障害者福祉係の項を削り、同表地域包括支援課の部を次のように改める。

高齢・ 障害者 支援課	高齢者支援係	1 高齢者福祉に関すること。 2 高齢者対策事業の企画調整に関すること。 3 地域包括支援センターに関すること。 4 介護保険事業に関すること。 5 避難行動要支援者の支援に関すること。 6 課の庶務に関すること。
	障害者支援係	1 身体障害者福祉に関すること。 2 知的障害者福祉に関すること。 3 精神障害者福祉に関すること。

別表農林課の部農村計画係の項第3号を次のように改める。

### 3 天ヶ瀬地区事業に関すること。

別表農林課の部振興係の項を削り、同部農政係の項を次のように改める。

農政係	1 水田政策全般に関すること。 2 農畜産業及び特産物の振興に関すること。 3 農畜作物の災害対策等に関すること。 4 有害鳥獣対策に関すること。
-----	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 農業振興地域に関する事。</li> <li>6 農業委員会との連絡調整に関する事。</li> <li>7 農業経営及び金融に関する事。</li> <li>8 農業担い手に関する事。</li> <li>9 鳥獣保護及び狩猟に関する事。</li> <li>10 内水面漁業に関する事。</li> </ul>
--	--

別表商工観光課の部企業誘致推進係の項第2号中「育成」を「支援」に改め、同部商工観光係の項第3号中「育成」を「支援」に改め、同項に次の2号を加える。

- 11 中心市街地の活性化に関する事。
- 12 消費者保護に関する事。

別表商工観光課の部街づくり係の項を削り、同表建設課の部中「建設課」を「都市建設課」に改め、同表建設管理係の項中「建設管理係」を「建築管理係」に改め、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- 7 建築工事の計画、設計、施工及び監督に関する事。
- 8 建築確認申請の受付に関する事。

別表建設課の部建築係の項を削り、同部道路河川係の項の次に次のように加える。

都市計画係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 都市計画の調整に関する事。</li> <li>2 都市計画区域及び用途地域に関する事。</li> <li>3 土地の開発行為に関する事。</li> <li>4 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく届出に関する事。</li> <li>5 都市計画事業の計画、設計、施工及び監督に関する事。</li> <li>6 都市公園及び普通公園に関する事。</li> <li>7 土採取に関する事。</li> <li>8 駐車場法に関する事。</li> </ul>
-------	--

	<p>9 優良宅地の認定に関すること。</p> <p>10 景観に関すること。</p> <p>11 土地区画整理事業に関すること。</p>
--	---

別表都市計画課の部を削る。

(多久市電子計算組織の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 多久市電子計算組織の管理運営に関する規則(昭和61年多久市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「情報課長」を「情報政策課長」に改める。

第7条第1項中「情報課長」を「情報政策課長」に、「市民生活課長」を「市民課長」に、「建設課長」を「都市建設課長」に改める。

第10条中「情報課」を「情報政策課」に改める。

第14条第1項中「情報推進係」を「システム管理係」に改める。

第16条中「情報課長」を「情報政策課長」に、「情報推進係」を「システム管理係」に改める。

(多久市情報戦略マネジメント委員会規則の一部改正)

第3条 多久市情報戦略マネジメント委員会規則(平成17年多久市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「情報課長」を「情報政策課長」に、「市民生活課長」を「市民課長」に改める。

第6条中「情報課」を「情報政策課」に改める。

(多久市印鑑条例施行規則の一部改正)

第4条 多久市印鑑条例施行規則(昭和50年多久市規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第7号中「市民生活課」を「市民課」に改める。

(多久市財務規則の一部改正)

第5条 多久市財務規則(平成11年多久市規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第4出納員及び委任事項の表情報課の項中「情報課」を「情報政策課」に、「情報課長」を「情報政策課長」に改め、同表市民生活課の項を次のように改める。

市民課	市民課長	1 物品の出納及び保管 2 戸籍謄抄本等交付手数料の収納 3 後期高齢者医療保険料及びこれに附帯する収入金の収納 4 その他市民課の所管に属する使用料、手数料等の収納
-----	------	--

別表第4出納員及び委任事項の表市民生活課の項の次に次のように加える。

環境課	環境課長	1 物品の出納及び保管 2 犬の登録及び鑑札 <sup>かんさつ</sup> の交付(再交付)並びに狂犬病予防注射済票の交付(再交付)手数料の収納 3 ごみ処理及び一般廃棄物許可手数料並びに物品売払代金の収納 4 下水道事業の使用料及びこれに附帯する収入金の収納 5 その他環境課の所管に属する分担金、負担金、使用料、手数料等の収納
-----	------	--

別表第4出納員及び委任事項の表福祉課の項を次のように改める。

福祉課	福祉課長	1 物品の出納及び保管
-----	------	-------------

		2 保育所入所保護者及び助産施設入所者 負担金の収納  3 その他福祉課の所管に属する償還金、 手数料等の収納
--	--	---

別表第4出納員及び委任事項の表地域包括支援課の項を次のように改める。

高年齢・障害者 支援課	高年齢・障害者 支援課長	1 物品の出納及び保管  2 老人福祉施設入所者及びホームヘルプ サービス事業負担金の収納  3 その他高年齢・障害者支援課の所管に属 する負担金等の収納
----------------	-----------------	---

別表第4出納員及び委任事項の表建設課の項中「建設課」を「都市建設課」に、「建設課長」を「都市建設課長」に改め、同項中第4号を第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

#### 4 寒鷺亭及び公園用地の使用料の収入

別表第4出納員及び委任事項の表都市計画課の項を削る。

別表第4会計職員及び委任事項の表市民生活課の項中「市民生活課」を「市民課」に改め、同項の次に次のように加える。

環境課	環境課の職員中、任命された職員	所管の出納員の命を受けて取り扱う下水道事業の使用料その他所管に属する分担金、負担金、使用料、手数料等の収納
-----	-----------------	---

別表第4会計職員及び委任事項の表福祉課の項中「老人福祉施設入所者負担金、ホームヘルプサービス事業負担金、」を削り、同項の次に次のように加える。

高年齢・障害者 支援課	高年齢・障害者 支援課の職員中、任命された職員	所管の出納員の命を受けて取り扱う老人福祉施設入所者負担金、ホームヘルプサービス事業負担金その他所管に属する負担金等の収納
----------------	----------------------------	--

別表第4会計職員及び委任事項の表建設課の項中「建設課」を「都市建設課」に改め、「道路占用料」の次に「、寒鷺亭及び公園用地の使用料」を加

え、同表都市計画課の項を削る。

(多久市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 多久市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和58年多久市規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第6号中「福祉課」を「高齢・障害者支援課」に改める。

(多久市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第7条 多久市国民健康保険条例施行規則(昭和46年多久市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第4条中「市民生活課」を「市民課」に改める。

(多久市廃棄物処理審議会規則の一部改正)

第8条 多久市廃棄物処理審議会規則(昭和51年多久市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「市民生活課」を「環境課」に改める。

(多久市環境審議会規則の一部改正)

第9条 多久市環境審議会規則(平成24年多久市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「市民生活課」を「環境課」に改める。

(多久市特殊旅館の建築規制に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 多久市特殊旅館の建築規制に関する条例施行規則(昭和60年多久市規則第10号)の一部を次のように改正する。



第 8 条中「市民生活課」を「環境課」に改める。

(多久市土地区画整理審議会会議規則の一部改正)

第 1 1 条 多久市土地区画整理審議会会議規則（平成 6 年多久市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「都市計画課」を「都市建設課」に改める。

(多久市立都市公園条例施行規則の一部改正)

第 1 2 条 多久市立都市公園条例施行規則（平成 2 5 年多久市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「都市計画課」を「都市建設課」に改める。

(多久市営住宅条例施行規則の一部改正)

第 1 3 条 多久市営住宅条例施行規則（平成 9 年多久市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「福祉課長」の次に「、高齢・障害者支援課長」を加え、「建設課長」を「都市建設課長」に改め、同条第 8 項中「建設課」を「都市建設課」に改める。

第 2 6 条中「建設課長並びに建設課職員」を「都市建設課長並びに都市建設課職員」に改める。

(多久市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

第 1 4 条 多久市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成 1 8 年多久市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第24条中「建設課長並びに建設課職員」を「都市建設課長並びに都市建設課職員」に改める。

(多久市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第15条 多久市下水道事業の財務に関する特例を定める規則(令和4年多久市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項、第98条、第99条第1項及び第2項、第100条第1項、第101条第1項及び第2項、第102条第1項並びに第106条中「都市計画課長」を「環境課長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。